

有識者懇談会の進め方等について（第 2 稿）

1. 問題意識・目的

- (1) 上場会社にとり、株主・資本市場から信任を得ることは不可欠なことであるが、現実には、上場会社の健全性確保に向けた取り組みや経営判断等が、株主・資本市場から期待に反すると指摘される事例が近時少なからず生起してきている（たとえば下記 2. のような論点ほか）。日本の上場企業に対する資本市場からの声・評価が年々厳しくなっているとの指摘も一部にある中、こうした諸課題は株主・資本市場と経営・執行現場との意見の衝突が顕在化してきているとの見方もある。こうした課題に対して、経営・執行から独立した機関として株主から選任され会社に対して法的責任を負っている監査役（社外監査役を含む）（注）として、何か果たしていくべき役割があるのではないか。
- (2) 監査役協会としては、平成 16 年の「監査役監査基準」の全面改定及び平成 19 年の「内部統制システムに係る監査の実施基準」の策定など、健全で持続的な企業成長を達成するために監査役が果たしていくための活動に注力してきた。特に「責任のとれる監査役」になることについては、協会をあげてこれまでも取り組んできている。今般、上場企業に関して上記のような各課題が認識されている中、会社機関である監査役として果たしていくべき役割について、解釈論と立法論の垣根を取り払った柔軟な思考で、根本的議論を行っていきたいと考える。
- (3) 頂戴するご意見の中には、監査役の現状に対する厳しい意見なり責任強化となる制度改正等につながり得る事項が含まれると考えられる。したがって、わが国の主要な企業の大半が加盟している当協会として、監査役の資質・能力を高めるための研修制度の体系化や能力認定制度の検討その他の実務的啓蒙活動など、こうした議論に必要な制度・環境整備に助力し、もって監査役が社会及び制度から求められている職責を果たすよう、真摯に務めていく所存である。

（注） 本懇談会の議論において、「監査役」には監査委員（会）を含むものとする。

2. 主たる具体的検討事項（例）

- (1) 買収防衛策の策定・発動
- (2) 大規模な希薄化を伴う新株発行による資金調達、大規模な第三者割当増資
- (3) 公認会計士の選任および報酬の提案権（現状は、同意権）
- (4) 会社法と金融商品取引法の調整
 - ①会社法に基づく開示・監査と金商法に基づく開示・監査の二重規制問題の検討
 - ②会社法上の監査役監査報告と金商法上の財務報告内部統制監査証明との関係の調整
 - ③会社法と金商法における監査役及び公認会計士の役割・機能の再整理
- (5) 親子会社上場の場合における子会社の少数株主保護
- (6) さらに、上記の検討を通じて、現行のガバナンスにかかわる事項、例えば下記のような問題についても、必要に応じて取り上げるものとする。
 - ①取締役及び監査役の独立性／資格要件（社内・社外、常勤・非常勤）、任期
 - ②監査活動の開示
 - ・監査報告のあり方（記載項目、記載の仕方）
 - ③株主代表訴訟提訴請求に対する監査役の具体的役割を中心とした論点整理
 - ④取締役の行為の差止請求権
 - ⑤企業集団（連結子会社・持株会社）における親会社及び親会社取締役の子会社債権者、少数株主等に対する職責・責任、監査役監査のあり方

3. 議論の目指すべき方向

- (1) 会社法の施行から一年半を経過した現状、および金融商品取引法の施行等を踏まえ、会社とステークホルダーの利害調整を含め、わが国のコーポレート・ガバナンスの一翼を担う監査役制度改革の方向性、および論点の整理を行う。
- (2) 議論の対象は、上場会社に限定する。

4. 運営方法、スケジュール

(1) 運営方法

- ①本懇談会は、協会長の私的諮問機関として位置づける。 よって、本懇談会の模様も原則非公開とする。また、毎回、議事録を作成することとするが、議事録についても非公開とする。
- ②平成 21 年 2 月（3 月）を目処に、1 回／月程度（2 時間／回）開催する。
- ③本懇談会の補助組織として、「運営小委員会」を設置する。運営小委員会は、2 回／月程度開催し、本懇談会の議論を踏まえ、各回の本懇談会に提案する議題を検討するとともに、提出資料を作成する。
なお、本懇談会のメンバーの方々についても、随時、運営小委員会にご出席頂けるものとし、かつご指摘等があれば、いつでもお受けすることとする。
- ④必ずしも「提言」の形での取り纏めには至らなくとも、何が問題となっているのか、「課題整理」は是非とも行っていただきたい。
- ⑤成果物等の取り扱いについては、事前に座長に充分にご相談の上、慎重に判断することとする。

(2) 運営スケジュール (案)

平成20年

3月31日(月)	第1回	●各界からのご報告(1) 仮題「株主・資本市場との関係で上場会社が直面しているコーポレート・ガバナンス上の諸課題について」
4月23日(水)	第2回	●各界からのご報告(2)
5月	第3回	●第1回及び第2回を踏まえた論点整理と個別テーマの抽出・選定 ●個別テーマの検討①
6月	第4回	●個別テーマの検討②
7月	第5回	●個別テーマの検討③
8月	第6回	●個別テーマの検討④
9月	第7回	●個別テーマの検討⑤
10月	第8回	●個別テーマの検討⑥
11月	第9回	●報告書骨子案の検討
12月	第10回	●報告書案の検討①

平成21年

1月	第11回	●報告書案の検討②
2月	第12回	●報告書取りまとめ

※開催場所は、原則、日本監査役協会本部会議室（千代田区丸の内）とする。

5. 検討体制

(1) メンバー：

- ・法曹界・学会・経済界・公認会計士・東証・当協会(OB)・関係省庁による有識者
(別紙、委員名簿ご参照)

以上